

# 真庭市図書館基本構想

## (2020.9.27 現状記入版)

平成24年11月策定

平成27年8月改訂

真庭市教育委員会

## 1 真庭市図書館の現状及び問題点

真庭市内には図書館は久世、勝山、蒜山に3館、図書室は北房文化センター、落合公民館、湯原ふれあいセンター、美甘保健文化センターに4室あります。平成24年3月31日の集計では蔵書177,617冊、年間貸出冊数174,330冊、年間41,349人の利用があり、真庭市民一人当たりの貸出し冊数は人口49,911人（平成24年3月31日現在）で換算すると3.49冊の貸出があります。

図書館は図書館法及び真庭市立図書館条例に基づき、図書、記録、視聴覚、その他必要な資料を収集、保存し、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために設置するとしています。この業務を遂行するために図書館法第13条に「公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。」とし真庭市立図書館条例第16条第2項に「図書館の司書及びその他の職員は、図書館長の命を受け、担当事務を処理する。」としています。

図書室は、社会教育法及び真庭市公民館条例に基づき、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする施設の中に、事業として図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ることとしています。また真庭市公民館条例施行規則第16条に公民館図書室の図書の館外貸出しその他管理運営については、真庭市立図書館条例施行規則(平成22年真庭市教育委員会規則第8号)の規定を準用するとしています。

このような二つの仕組みを持った図書館・図書室を平成21年度に蔵書管理システム統一と図書館・図書室との間で配送する仕組みを取り入れて蔵書の活用と利用者の利便性を図っています。

しかしながら、図書館の組織を見ると、館長は市の職員が兼務し、久世図書館の委託業務を除く図書館・図書室の職員については臨時職員のみであり、司書資格を持った者を配置できていない図書館・図書室もあります。また、中央図書館の役割を果たしているのは久世図書館ですが、その業務である図書館施設の維持管理、図書等の整理及び修理等、日常サービス業務、図書、資料の貸出、返却の受付、図書館事業、視聴覚事業の実施、その他、図書館事業を行うための業務は委託により公益財団法人真庭エスパス文化振興財団が行っています。

また、岡山県図書館指標（平成23年4月1日現在資料）で県内の図書館と比べてみると貸出冊数、蔵書冊数共にワースト3位、年間利用率については岡山県平均を下回っている状況にあります。

## 2 真庭市図書館基本構想

### (1) 基本方針

市民一人ひとりが生涯を通じて世代に応じた学習を自由に主体的に取り組み、自己を高めるとともに、お互いが認め合い、共生していくためには、市民だれもが「いつでも、どこでも」自由に学習機会を選択して学ぶことが出来る「生涯学習社会の構築」を目指していくことが重

要です。その実現に向けて生涯学習を総合的に進めるための拠点として、図書館は今後一層の充実が求められる施設です。

真庭市では、生涯を通して学ぼうとする市民に必要な情報を提供し、市民の活動を支援し、市民に役立つ図書館として、「真庭市総合計画」や「真庭市生涯学習基本計画」に従いながら、これからの図書館のあり方を定めます。

## (2) 目指す図書館像

市民の様々なライフステージにおいて、市民を支援する図書館、市民に活用され役立つ図書館となるために、真庭市の目指す図書館像の内容について以下のとおり定めます。

### ①子どもの成長に役立つ図書館

- ・子どもの感性や人間性を育む読書活動を支援します。
- ・子育てを応援し、子どもの交流機会に関する情報を提供します。
- ・図書館の持つ専門性や自動車文庫を活かして、学校教育活動を支援します。

### ②人づくりに役立つ図書館

- ・市民の課題解決と主体的な学習を支援する情報を提供します。
- ・市民のライフスタイルや読書要求に対応した図書館サービスのネットワークを構築します。

### ③暮らしに役立つ図書館

- ・生活上の問題を解決するために健康・医療、法律、行政施策等の情報を提供します。
- ・高齢者や障害者、外国人など、すべての市民がいきいき暮らせるための情報を提供します。
- ・多くの市民に図書館を利用していただくために広報活動を強化します。
- ・地域回帰への期待のある中高年層の活動の場として、図書館の活用を進めます。

### ④地域おこし、まちづくりに役立つ図書館

- ・就労支援、ビジネス支援に関する情報を提供します。
- ・農業や商工業など、市内の地場産業関係の情報を紹介します。

### ⑤文化振興に役立つ図書館

- ・蔵書等を活用し様々な文化や芸術作品に出会う機会を提供します。
- ・心を豊かにする文化や芸術に触れる機会に関する情報を提供します。
- ・郷土の歴史や地域文化、伝統文化など、真庭市の歴史や文化に関する情報を収集し、紹介します。

## (3) 図書館の活用に向けて

真庭市では、市民が図書館をより活用でき、目指す図書館像を実現するために、以下の事業を推進していきます。

### ①図書館システム・図書館環境の整備と充実

図書館のネットワーク化にともない、図書館における資料の効率的収集に取り組み、地

域の人口構成やそれぞれの図書館の本の動きを検討し、それぞれに地域特性に合わせた個性的で魅力のある図書館にします。

また、今後まにわ光ネットワークを活用し、より一層のシステム・環境の整備と充実を図っていきます。

- ・蔵書管理システムを導入し、全館の資料を検索することができる
- ・各図書館の蔵書をバランスよく構築するために、地区館からの購入希望リストをもとに中央館で選定会議を行っている
- ・中央館では本に IC タグを貼付し自動貸出機を利用できるようにしている

## ②各種図書館サービスの充実

図書館を市民により活用していただくものとするために、図書や雑誌の貸出といった従来の機能のほかに、市民それぞれの年代やニーズに合わせ、また、図書館そのものに親しんでいただくようサービスを充実します。また、図書館から離れた地域の方が、本に親しんでいただけるよう自動車文庫の活用を進めていきます。

さらに図書館サービスの重要な柱の一つである「レファレンス」機能の充実を目指し、職員のスキルアップやメール、インターネット等の活用を進めていきます。

- ・各館でイベントや講座を開催。年に4回全館合同イベント開催
- ・蒜山館から引き継ぎ、令和元年7月に中央館から自動車文庫を本格運行開始
- ・各館で調べごとの支援や読書相談（レファレンス）に応じている
- ・令和2年5月から「真庭市立図書館」として国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」(\*)に参加（これ以前は「真庭市立久世図書館」として参加していた）

※全国の図書館が、それぞれの館で利用者からのレファレンスにどんな資料を使ってどのように回答したかなどを共有している仕組み。

## ③図書館利用を促す情報発信

真庭市立図書館は、市民のだれもが無料で利用できる地域資源です。この資源を市民の方がより有効活用できるようにするために、様々な情報を発信していきます。これまでの紙媒体による情報提供のほかに、ホームページによる情報提供を充実し、情報量の拡大と即時性の向上に努めていきます。

- ・全館で、図書館だより発行のほか、市広報、告知放送、タウン誌、図書館ホームページ、Facebook、Youtube「まにわとしょかんチャンネル」などにより情報発信を行っている

## ④図書館と学校（園）のネットワーク化

図書館が情報の拠点としての機能を発揮するために、保育園、幼稚園、小・中学校、高

校など地域の様々な教育機関との連携を深め、市内の学校（園）とのネットワーク化を図り、学習活動を支援していきます。

- ・ 市立図書館から団体貸出を行っている園、学校がある
- ・ 図書館振興室が参加して学校図書館司書の打ち合わせ会を定期的に行っている
- ・ 市立図書館司書や教員と学校司書の合同研修会が行われている
- ・ 学校での学習や委員会活動の成果を展示している市立図書館もある
- ・ 高等学校の学校便りを館内に掲示、地域資料として保存している市立図書館もある
- ・ 市立図書館で中学生のチャレンジワーク、高校生のインターンシップを受け入れている

#### ⑤協働による図書館運営と施設・蔵書の有効活用

図書館ボランティアの育成に努め、蔵書管理やイベント開催など図書館の運営に参加してもらうことで、図書館の魅力を高めるとともに、限られた施設や人材を有効に活用することでさらなるサービスの向上に努めます。

- ・ 図書館で読み聞かせの活動をしているグループがある
- ・ 中央館では複数のボランティア団体が活動している
- ・ 中央館では委託を受けた市内の団体などが活発にイベントを開催している
- ・ 令和2年8月に中央館に登録のあるボランティアの合同会議を開催した
- ・ 久世館では蔵書点検等でボランティアの協力がある

#### ⑥図書館の施設整備

市内の図書館はいずれも収容冊数の限界が近くなっています。また、学習室も手狭になっており、周辺環境に併せて施設の整備を行います。

- ・ 平成30年7月に中央館、同31年3月に蒜山館、令和2年4月に湯原館を整備した。  
これにより振興局単位での図書館整備完了

### 3 図書館の組織運営のあり方

#### ①図書館組織運営

市民だれもが、いつでもどこでも、同じサービスを受けるために、真庭市の図書館・図書室を全て図書館とし、管理体制を統一する必要があります。そして各図書館の統括図書館として真庭市立中央図書館を設け、資料の整備、レファレンスの強化を図り、読み聞かせ等の行事を計画的に進めることにより、図書館機能を向上させ、利用者の利便性を図ることができると考えます。このことを踏まえ、真庭地域の特性を把握しつつ、利用料無料の原則に基づく運営をし、高度かつ効果的なサービスを継続的、安定的に提供する必要があります。そのためには図書館を学校教育施設と同様に教育行政に不可欠な施設と位置づ

け、社会教育推進のために教育委員会が直接業務を行うべき施設であると考えます。

そして真庭市教育委員会に司書資格を持った職員を確保し、真庭市立中央図書館が図書館全体を統括することにより、業務の流れをスリム化し、真庭市教育委員会としての施策を推進する体制を整えることが出来ると考えます。

## ②自動車文庫

現在、蒜山地域で運行を行っている自動車文庫は、中央図書館が管理し、運行範囲を市内全域に広げ多くの市民が図書に触れ合う機会を増やす必要があります。

## ③館長

専門的知識を有する専任館長を中央図書館に置き、全図書館運営のリーダーとして図書館を統括する業務を行う必要があります。また、中央図書館長は各館の館長も兼任し、図書館全体で連携して図書館運営を行う必要があります。

## ④司書及び職員

図書館運営は真庭市図書館基本構想に基づいて行い、多種多様な利用者に対応する能力を長期的に継続する必要があるため、職員が豊富な知識や経験に基づいて行うことにより成り立つ業務です。真庭市が目指す図書館像の実現に向け、市内の全図書館でのサービスの格差をなくすために図書館全体で11名以上の職員を配属し、職員交流を行いながら地域に密着したサービスを実施する必要があります。

## ⑤図書館施設整備

現在、国の基準（日本図書館協会の基準）を満たしている図書館・図書室は真庭市には無く、施設を整備する場合には国の基準を考慮した施設整備をする必要があります。

また、図書館が地域活動に密着した活動支援を行うことと、子どもから大人まで幅広い年齢層が利用すること、学校・園との連携、支援を考慮し、本庁、振興局、支局ごとに1館の配備は必要であり、近くに図書館がない方へのサービスとして、自動車文庫の運行範囲を市内全域に拡大する必要があると考えます。

- ・平成30年7月に中央館開館。久世館から中央図書館機能を引き継いだ
- ・全館に司書資格を持つ任期付職員を1名ずつ配置
- ・令和2年度中央館内に図書館振興室が設置、管理職員(室長)と正規専門職員(司書)1名配置
- ・令和2年度特別職非常勤の専任中央館長が着任
- ・地区館館長は振興局の地域振興課長との兼務。振興局内地域振興課内に図書館担当者を1名配置(兼務)
- ・中央館の開館にあわせて自動車文庫の運行を開始(10コース、28か所)